

第 1 回

相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成16年4月30日

相模原・津久井地域合併協議会

第 1 回相模原・津久井地域合併協議会会議録

目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	2
開 会.....	3
会長あいさつ.....	3
副会長紹介.....	5
監事紹介.....	7
委嘱状交付.....	8
アドバイザー紹介.....	8
事務局職員紹介.....	11
議 事.....	11
その他.....	22
閉 会.....	27

第1回相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時：平成16年4月30日（金）午後1時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 副会長紹介
- 4 監事紹介
- 5 委嘱状交付
- 6 アドバイザー紹介
- 7 事務局職員紹介
- 8 議 事

報告事項

- 報告第 1号 相模原・津久井地域合併協議会規約について
- 報告第 2号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について
- 報告第 3号 相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について
- 報告第 4号 相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について
- 報告第 5号 相模原・津久井地域合併協議会財務規程について
- 報告第 6号 相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について
- 報告第 7号 相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について
- 報告第 8号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会規程について
- 報告第 9号 平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について
- 報告第10号 平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算について
- 9 その他
 - (1) 相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール（案）について
 - (2) 第2回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について
 - (3) 今後の協議会開催日程（案）について
- 10 閉 会

出欠席者名簿

出席委員（４５名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、加藤正彦副会長、天野望副会長、
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、小磯義範委員、
一戸法子委員、柴田正隆委員、根岸清委員、小野志郎委員、栄裕明委員、菊地原一朗委員、
八木大二郎委員、串田茂美委員、内田昭和委員、細樅洋委員、柳川静徳委員、齋藤久雄委員、
小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、向山武委員、西川堯委員、落合宣明委員、
尾崎洋子委員、関戸昌邦委員、久米好平委員、荒井正次委員、永井宏一委員、高橋絢子委員、
大神田日本委員、石川幸夫委員、安藤正晨委員、大竹栄委員、橋本通委員、所谷嘉昭委員、
山口幸一委員、高城正勝委員、森繁之委員、田中克己委員、小林弘委員

欠席委員（１名）

河本洋次委員

アドバイザー

吉田民雄東海大学教授、辻琢也政策研究大学院大学教授、
高見沢実横浜国立大学大学院助教授、牛山久仁彦明治大学助教授

監事

有山正則監事、渋谷幸夫監事、加藤純久監事、

幹事

山口秀夫幹事長、米山正雄副幹事長、永井一浩幹事、清水東次幹事

まちづくりの将来ビジョン検討委員会

委員（２６名・学識経験者除く）

事務局職員出席者

田所直久事務局長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、
齋藤淳副主幹、網本淳副主幹、榎本哲也主査、菊地原央主査、高野弘明主査、高林正樹主査

傍聴者

一般傍聴（２８名）、報道関係者（１１名）

開会 午後 1時00分

開 会

田所事務局長 大変お待たせをいたしました。ただいまから第1回の相模原・津久井地域合併協議会を始めさせていただきます。

それでは、まず初めに、小川会長より開会をお願いいたします。

小川会長 会長をお引き受けいたしました、相模原市長の小川でございます。

ただいまから第1回相模原・津久井地域合併協議会を開会いたします。

田所事務局長 ありがとうございます。

会議に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

本日の会議でございますが、相模原市の河本委員がご都合によりまして欠席となっておりますので、ご報告を申し上げます。

後ほどご説明をさせていただきますが、相模原・津久井地域合併協議会の規約によりまして、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないと規定をされておりますが、本日の会議は規定の定足数を達しており、成立いたしておりますので、併せてご報告を申し上げます。

会長あいさつ

田所事務局長 それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと存じますが、初めに、相模原・津久井地域合併協議会の会長であります、小川勇夫相模原市長よりごあいさつを申し上げます。

小川会長 相模原・津久井地域合併協議会を開催するにあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、協議会委員の皆様をはじめ、アドバイザーの先生方におかれましても、大変ご多忙のところ、第1回相模原・津久井地域合併協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、相模原市と津久井郡の各町とは、歴史的にも強い結びつきがございますが、とりわけ、近年におきましては、地域の皆様の日常生活や経済、交通、環境など、幅広い分野にお

きまして広域的視点に立った様々な施策を推進いたしております。津久井郡各町と相模原市を結ぶ津久井広域道路の整備促進やバス交通対策への取り組み、日常生活に関連する図書館の相互利用や広報紙への記事の相互掲載、消費生活相談、男女共同参画事業の共同開催など、様々な分野での取り組みを通じ広域的な連携を進めるとともに、相模原市と津久井郡の各町と合併に関する様々な研究を進めてまいりました。

このような中、藤野町における様々な経過はございますが、本年1月23日に、城山町、津久井町、相模湖町の各町長が相模原市を訪れ、1市3町の合併について早期に協議をさせていただきたいとの申し入れがなされました。こうしたことから、合併について検討を進めるための準備組織として、1市3町で相模原・津久井地域合併協議会設立準備会議を設置し、合併の協議を行うための準備を進め、その準備が整いましたことから、本年3月30日に1市3町の首長により合併協議を進めることについて合意に達しましたことから、合意書に調印を行ったものでございます。

この合意に基づきまして、本年4月1日を持ちまして相模原・津久井地域合併協議会を設立いたしますとともに、関係する規約等を定め、あわせて事務局を設置いたしまして、本格的な合併協議に向けた取り組みを進め、本日、記念すべき第1回相模原・津久井地域合併協議会を開催させていただき運びとなったものでございます。

さて、昨今の地方自治体を取り巻く状況は、少子・高齢化の急速な進展、高度情報社会の到来、環境問題の顕在化など大きく変化をしております、これまで以上に自主的で自立的な個性あるまちづくりの推進が求められております。

また、平成12年に制定されました、いわゆる地方分権一括法によりまして、市町村は自らの責任において行政運営を行うことが強く求められ、さらに、国庫補助負担金や地方交付税制度の改革など、いわゆる三位一体の改革が進められる中、より一層の自己決定、自己責任による行財政運営が求められている状況にございます。

これからの市町村は、このような状況の変化に対応した地域づくりを進めていく必要がございますが、その際に、まちづくりの主体の一つとして市町村のあり方を考えることは自然なことであり、市町村合併は、それぞれの地域の特性を尊重しながら将来のまちづくりを考え、地域の目指すべき都市像を実現していくための手段の一つであると考えております。

相模原・津久井地域は、それぞれ培ってまいりました歴史、文化、伝統を有するとともに、充実した都市機能と豊かで広大な自然を有する個性溢れる我らがふるさとでございます。50年、100年先の将来を見据え、これらの個性を融合、発展させ、ダイナミックに進化し

ていくことができるならば、誠に誇らしく、素晴らしいことであると思っております。

相模原・津久井地域合併協議会におきましては、地方分権時代に相応しい相模原・津久井地域の新たな将来像を創造し、その実現を目指すため、住民の皆様積極的に情報提供を図りながら、合併に関します様々な事項について協議してまいりたいと考えております。合併協議の道のりは大変なものであると十分に認識しておりますが、委員の皆様方と将来のまちづくりの実現に向けた情熱を共有しながら、活発な議論、協議を行ってまいり所存でございますので、皆様方の忌憚のないご意見を頂ければ幸いですと考えております。

傍聴においでいただきました皆様におかれましても、協議の状況をご覧いただき、1市3町の合併についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

この相模原・津久井地域合併協議会での取り組みが、相模原・津久井地域の将来をともに考えていくための機会となり、実り多い成果がございますことを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

田所事務局長 ありがとうございます。

副会長紹介

田所事務局長 続きまして、副会長の紹介をさせていただきます。

初めに、溝口正夫相模湖町長でございます。

溝口副会長 副会長の相模湖の町長の溝口でございます。

本日は、相模原市と津久井郡3町の任意合併協議会の第1回協議会を開催することができまして、身の引き締まる思いをいたしております。ご尽力をいただきました方々に感謝を申し上げます。

協議会の委員の皆さんには、有意義なご協議をよろしく願います。これから1年近くにわたり、大変皆さんにはご協議をいただきまして、忌憚のない意見を出していただき、議論をしていくわけでございます。やはり地域を代表する皆さんがこれから協議をしていくわけでございます。そういう意味で、この協議がよりよい方向づけができることを願いまして、一言、あいさつとさせていただきます。

田所事務局長 ありがとうございます。

なお、溝口副会長には、協議会規約に基づきまして会長の職務代理を務めていただくこと

になっておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、加藤正彦城山町長でございます。

加藤副会長 副会長の城山町長、加藤正彦でございます。

本日の記念すべき第1回の協議会におきまして、一言、思いを述べさせていただきたいと思っております。

私どもの城山町は、今から49年前、約半世紀前でございますが、城山町ができました。それから今日まで、町政を町民の努力で幸い順調に発展してまいりましたけれども、将来を見たときに、何としても一つの壁があるのではないかと感じております。町単独では、どうしてもその壁を乗り越えられないのではないかというふうな気がしております。自治体が生き物ではないかと思うことを感じるのは、このあたりでございますが、やはり一つの壁を破るためには、昆虫が脱皮するように、町の枠を外して、さらに新しい道を探らなければいけないのではないかと、こんなふうに思っております。

町の枠を脱却して、さらに将来栄える都市をつくるということを私どもは考えて、相模原市を軸とする市町村合併が一つの回答であるというふうな結論に至りました。合併は、ゴールではなくて、将来栄える都市をつくるスタート点に立つことだと、このように考えております。したがって、きょう、第1回の協議会が開催されますけれども、これを積み重ねまして、新しい市の誕生のために努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。あわせて、その新市をつくる上には、城山町がこれまで蓄えてきたものが必ず刺激になり、お役に立つものと信じておりますし、今後とも発展に向かって歩んでまいりたいと思っておりますので、ご列席の皆様、どうかよろしく願いいたします。

田所事務局長 ありがとうございます。

続きまして、天野望津久井町長でございます。

天野副会長 ご紹介をいただきました、津久井町長の天野でございます。この協議会の副会長を務めさせていただくわけでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、相模原・津久井地域合併協議会の第1回の会議を開催できることになりました。関係皆様方の本日までのご協力、ご理解に対しまして、まず厚く御礼を申し上げます。

若干、私の思いを述べさせていただき、ごあいさつにかえさせていただきますが、既に皆様方、ご案内のとおり、相模原市は、本年、市制50周年を迎えられました。また、津久井各町も、来年4月には町制施行50年を迎えるわけでございます。この50年間、相模原市と津久井地域は、表裏一体の関係の中で著しい発展を遂げてまいりました。相模原市の工業

都市としての経済発展の波及効果は津久井地域にも多大に及び、あわせて津久井地域の水源地域としての役割も、その重要性を増した期間でもございました。また、両地域は、一方は工業都市として、また一方はそれを支える水源地域として、相互に、この神奈川県内における役割をより確実にしてまいりました。

今、21世紀に入りまして、社会経済構造の多大な変化に対応すべく、政府は、地方分権法による三位一体改革を進め、地方自治体の構造改革を進めているわけでございます。さらに、これからの少子・高齢化社会への市町村の対応、また、環境の時代と言われるように、人間と自然との共存、共栄といった新しい価値の創造を求められる時代にも入ったわけでございます。神奈川を代表する工業都市の相模原市と神奈川の水源地域である津久井地域の合併による一体化は、21世紀の新しい社会構造に求められる価値観に十分にこたえる新しい都市の姿を創出し、あわせて、そこに住まう市民の方々に、長期にわたって安心と安定をした市民生活を保障することを期待できると思っております。

本日から始まります、この相模原・津久井地域の合併協議会でのさまざまな課題への協議をいただきまして、極めて困難な過程をたどるとは思いますが、広く市民、町民の皆様方のご理解と協調のもとに、この21世紀に向けた新しい地方自治体、新しいまちづくりがスタートできますことを心から願うものでございます。どうか、委員、皆様方の一層のこれからのご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

田所事務局長 ありがとうございました。

監事紹介

田所事務局長 続きまして、協議会規約に基づきまして、協議会の決算等について監査を行っていただきます監事の皆様をご紹介させていただきます。

初めに、城山町の代表監査委員であります、有山正則監事でございます。

次に、津久井町の代表監査委員であります、渋谷幸夫監事でございます。

次に、相模湖町の代表監査委員であります、加藤純久監事でございます。

以上、3人の方に監事をお願いしてございます。よろしく願いをいたします。

委嘱状交付

田所事務局長 次に、委員及びアドバイザーの皆様に、会長より委嘱状を交付させていただきます。

座席の順番に会長からお渡しをさせていただきますので、お手数ですが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立をいただきたいと思います。

〔委嘱状交付〕

田所事務局長 以上で、委嘱状の交付を終了いたします。

アドバイザー紹介

田所事務局長 ここで、改めまして、本協議会に専門的な見地から助言等をいただきますアドバイザーの先生方を改めて紹介させていただきます。

初めに、東海大学政治経済学部教授の吉田民雄先生です。

次に、政策研究大学院大学教授の辻琢也先生でございます。

次に、横浜国立大学大学院工学研究院助教授の高見沢実先生です。

次に、明治大学政治経済学部助教授の牛山久仁彦先生でございます。

高見沢先生と牛山先生につきましては、この後、会合を予定しております、まちづくりの将来ビジョン検討委員会の委員もあわせてご就任をいただく予定となっております。

それでは、アドバイザーを代表いたしまして、吉田先生よりごあいさつを賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉田アドバイザー ただいまお話にありましたように、アドバイザーを代表して一言ということですが、実は非常に気鋭の先生方が集まっていっしょにしまして、私など、その代表できる立場にはございませんが、せっかくの機会ですので、今、皆さんの顔を拝見しながら、考えたことを一言だけお話ししてみたいと思います。

これから、我々、合併に取り組むことになるわけですが、先ほどのお話にもありましたように、合併というのは望ましい都市を実現する手段であります。そういうことを考えてみますと、どうも、我々、これから3つぐらいの面で政策構想力を問われることになってくる

かなという、実はそんなふうなことを、皆さんの顔を拝見しておりまして、感じておりました。

具体的にはどういうことかといいますと、1つは、やはりまちづくりの目標とか方策という面で、我々、構想力を問われることになるだろうということが考えられます。1市3町は、ご承知のように、大きくは2つの性格を持った地域から構成されているわけです。概括的にいいますと、相模原市を中心とした都市系の地域の利用、これに対して3町は自然系という言葉を使ってもよろしいかと思いますが、いずれにしても、こういう2つの異なる性格を持った地域が一緒になるわけですから、そうした面では、市民の生活の場である都市空間の多様性というものがこれまで以上に増してくることになるかなという、そんなふうな印象を持っております。

実は、そういう都市空間を前提にして、では、これからどういう目標を設定し、どういう方策を考えていくのかということをお話とこれから議論しつつ、考えていかなければならないことになるとは思いますが、今日的に言えば、私が感じていますのは、1つは、自然環境の保全、創造ですね。それとともに、既成市街地の再整備を重点とした、やはりコンパクトな町の形成というものが一つの方向として考えられるかなという感じがしておりまして、生活や文化や経済機能の複合化したコンパクトな町を公共交通体系でネットワーク化した、言ってみますと、多極集積型の新しいタイプの都市の形成が、それぞれの地域を創造し、また豊かな都市空間を具体化するということになっているのかなという、1つはそういうふうな面のことを現在感じております。

ただ、こういう目標や方策については、先ほど司会の方からお話がありましたように、これから市民の方々が中心になりまして検討していくことだと思っておりますので、その結果を、ぜひ成果を期待したいというふうな感じで今おります。

それから2番目は、そうしたまちづくりにふさわしい自治体の形成という面でのやはり構想力を問われることになるかなという感じを持っておりまして、合併により外に拡大するのであれば、内を充実させる都市内分権の推進により住民自治の充実を図る必要がまずあるのではないかと思います。また、今日、ご承知のように、市民とのパートナーシップによる公共サービスのコミュニティーネットワークの形成というようなものが市民の暮らしを支える上で非常に重要性を高めてきていると思いますが、そういう面では、今後、市政運営への市民の参加というものが不可欠になってくると思います。

過去を振り返りますと、明治と昭和の大合併は、ご承知のように、国による強制合併であ

ったわけですが、平成の合併は市民がかかわるものになっております。そうした意味では、市民と行政が工夫を凝らして、市民自治を基点とした新しい自治体の形成という、そういう面で非常にいい一つのチャンスになってくるのではないかなという感じもいたしますし、また、将来的には、政令指定都市も展望した仕組みのあり方も考えていかなければいけないようになるかなという、2つ目はそんなふうなことを感じておりました。

3つ目なんです、今お話ししましたような新しいグランドデザインを具体化していく上では、やはり幾つかの原則を踏まえて我々は取り組んでいく必要があるのではないかなというふうな印象を持っておりまして、具体的には、1つは、やはり効率性の追求ということが欠かせないのではないかなということですね。ご承知のように、一般に、市町村合併となりますと大規模な箱ものづくりがなされる場合も多いわけですが、私の印象ですと、恐らく1市3町の市民の方々は、そうしたことは必ずしも望んではいないのではないかなというふうな気持ちを持っておりまして、むしろ、適正なサービスと負担を原則として、問題を先送りにせずに、効率性を追求するということが、結果として市民の信頼を高めるということになるかなという、そんなふうな感じを一つ持っております。

それからもう一つは、やはり透明性を確保するといいますか、合併の問題点や課題について市民とともに考えていくという、そういう基本姿勢を持つことが大切なことではなかろうかという感じがしております。そういう面では、市民にわかりやすい情報の公開に努め、合併のあり方やまちづくりの方法の選択をできる限り市民に問いかけていくというふうなことが求められるだろうというふうな感じがしております。もう一つは、やはり説明責任の遂行ということがこういう面では欠かせないこととして、一つの原則として出てくるのではないかなという感じがしております。

そういう面では、合併に伴うさまざまな議論を詰めて、市民に対してきちんと説明責任を果たし、市民の納得をできる限り得る努力をするということが大切なことであろうというように感じを持っておりまして、今申し上げたようなことは、既に事務局サイドで十分に考慮されて、取り組まれていることだと思いますが、ただ、今回の1市3町の合併を意義あるものにしていくためには大切なことかなという、そんなふうな感じを持って、今この場に座っておりました。

どうぞ、私を含めまして4名のアドバイザーがいるわけですが、4名ともども、今後、よろしくお願ひしたいと思います。

田所事務局長 ありがとうございます。

事務局職員紹介

田所事務局長 次に、協議会事務局の職員につきまして紹介をさせていただきます。

既に、事務局職員の名簿につきましては、皆様のお手元にお配りをさせていただいております。

私、事務局長の田所でございます。よろしくお願いいたします。

それから、事務局次長の片野でございます。よろしくお願いいたします。

全員の紹介は省かせていただきますけれども、事務局につきましては、4月1日より、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の1市3町の職員、総勢19名で組織をいたしております。当けやき会館3階に事務所を設けてございます。よろしくお願いいたします。

議 事

田所事務局長 それでは、これからは議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして会長が会議の議長となることとなっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

会議につきましては、おおむね2時45分ごろには終了させていただきたいと存じます、後の都合もございますので。決して宣言するわけではございませんが、よろしくお願いいたします。委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程第8条におきまして、協議会の会議録を調製することになっておりまして、私が、会議録に署名をいただく方、2人を委員の中から指名することとなっております。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市議会議長であります由比昭男委員と城山町議会議長の小野志郎委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 どうもありがとうございます。それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよ

ろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項でございますが、事務局から報告をさせますが、報告第1号から報告第8号までは関連がございますので、少々長くはなりますが、一括して報告をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

田所事務局長 それでは、報告事項につきまして、私の方からご報告を申し上げます。

事前にご配付いたしております資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。「第1回相模原・津久井地域合併協議会」と表紙に書いてございます資料の方をごらんいただきたいと存じます。

このたび設置いたしました本協議会につきましては、1市3町が任意に設けました協議会でございます。法律で定められた議会の議決をいただき設置する法定協議会は、改めて必要な手続を行うことになるものでございます。

初めに、本協議会の組織体系につきまして、ご説明をさせていただきます。

申し上げます資料の最終ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

29ページに、「相模原・津久井地域合併協議会組織体系図」という表示になってございますが、一番上に、「相模原・津久井地域合併協議会(50名)」というふうに書いてございます。本日開催をさせていただいております、この会議でございます。

このメンバーといたしましては、この中にございます市町の市長、町長、それから議会議員、神奈川県職員、住民・経済団体の代表の方、それから、いずれ、まちづくり将来ビジョンの検討委員会の代表の方4名にも加わっていただく予定でございます。

それから、その四角の中にごございますが、まちづくりの将来ビジョン検討委員会につきましては、既に公募の委員の皆様、30名をお願いいたしております、本日、ご陪席をいただいております。それから、そちらの方には、学識経験者の方、お二人、先ほど申し上げました高見沢先生と牛山先生にもお願いをすることとなっております。

それから、その他の検討委員会といたしまして、今後設置を予定しております委員会といたしまして、議員の定数等に関する検討委員会につきましては、早い時期に設置に向けて検討をお願いしていく予定でございます。

それから、合併協議会の下になりますが、幹事会を設けてございます。幹事会につきましては、事務レベルでの最終調整といたしまして、各市町の助役によって構成をいたします。

それから、その幹事会の下に、専門部会といたしまして、各市町の部課長で構成をさせていただきます。相模原市の21の部を基本といたしまして設置するものでございます。

最初にお戻りをいただきたいと存じます。

最初の表紙をおめくりいただきますと、左側の方に目次がございます。本日、ご報告を申し上げる一覧でございます。報告事項として1から10までございます。その他といたしまして3件ほどございます。

報告第1号 相模原・津久井地域合併協議会規約について

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。報告事項に移らせていただきます。

第1号から第8号につきましては、本年4月1日をもちまして本協議会を発足させ、同日付で各規約等につきましては施行させていただきましたので、本日は本協議会に対して報告をさせていただくものでございます。それぞれの概要について説明をさせていただきます。

報告第1号 相模原・津久井地域合併協議会規約について。

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長、小川勇夫。

この内容につきまして説明いたします。

第1条の設置でございますが、1市3町につきまして合併協議を行うために、相模原・津久井地域合併協議会を置くとするものでございます。

第2条の協議会の事務でございますが、(1)から(3)まででございます。合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議、関係市町が合併した場合におけるまちづくりの将来ビジョンの策定、前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併協議について必要な事務について行うものでございます。

第3条といたしまして、事務所の位置でございますが、相模原市の区域内に置くものとするものでございます。

第4条、組織でございますが、先ほど申し上げましたとおり、委員50人以内をもって組織をするものでございます。

第5条、委員でございますが、(1)から(4)のア、イまででございますが、先ほどご説明いたしましたとおりの内容でございます。

それから、第6条の会長、副会長でございますが、協議会には会長及び副会長3人を置き

まして、会長には相模原市長を、副会長には城山町長、津久井町長、相模湖町長をもって充てるものでございます。

2 ページをごらんいただきたいと存じます。

3 項といたしまして、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理するということになっておりまして、先ほどご紹介を申し上げましたが、会長の職務代理といたしましては、あらかじめ相模湖町の溝口町長を指名させていただいてございます。

第7条の会議でございますが、会議につきましては、会長が招集するものとしております。2 項といたしまして、各委員に通知をするとともに、これを公表しなければいけないということで、事前に公表をさせていただきます。

第8条の会議の運営でございますが、委員の半数以上が出席しなければ成立をしないということになってございます。それから、第3項、会議は公開を原則といたします。

第9条はアドバイザーで、先ほどご紹介を申し上げました4名のアドバイザーの方のご協力をいただくことになってございます。

それから、第10条、委員会でございますが、協議会に委員会を置くことができるものとしておりまして、まちづくりの将来ビジョン検討委員会、それから議会の議員の定数等に関する検討委員会等を設置する予定でございます。

第11条、幹事会でございますが、先ほどもご説明いたしましたとおり、関係市町の職員によって構成する幹事会を置くものでございます。

第12条、事務局でございますが、事務局を置いてございます。4月1日付で発足をさせていただきます。

それから、第13条、経費の支弁でございますが、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担をするものでございます。

14条、決算の監査につきましては、先ほどご紹介を申し上げました3名の監事の方に監査をしていただくということになるものでございます。

以降、財務に関する事項、それから委任等を定めまして、本年4月1日から施行するものでございます。

報告第2号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について

次に、4 ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第2号でございます。相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程でございます。

第1条といたしまして、この設置の趣旨を述べてございます。

第2条といたしまして、幹事会の所掌事務で、次に掲げる事項について協議又は調整をするということで、1号といたしまして協議会の会議に提案すべき事項、2号といたしまして、その他協議会の運営について必要な事項を協議するものでございます。

第3条の組織といたしまして、監事は4人をもって組織するというので、各市町の助役をもってこれに充てることといたしてございます。

それから、第6条をごらんいただきたいと思います。専門部会といたしまして、規約に基づきまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、専門的に協議又は調整するため、幹事会に係る市町の職員によって構成する専門部会を置くものといたしてございます。

それから、第7条、報告、第8条、庶務、第9条、委任等を定めまして、本年4月1日から施行するものでございます。

報告第3号 相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号 相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程でございます。

提出は、4月30日、同日でございます。

専門部会規程の第1条につきましては、設置の趣旨でございます。

第2条の組織といたしまして、別表に掲げる専門部会ごとに協議会を構成する市町の所管部署の部長、事務局長又は課長をもってこれに充てることといたしております。

第4条の会議でございますが、会議は、部会長が必要に応じて開催することといたしております。第5条の分科会でございますけれども、部会長は、必要に応じて専門部会に分科会を置くことができるものといたしております。

それ以降、庶務、委任等を定めまして、本年4月1日から施行するものでございます。

7ページに別表がございますが、企画部会から会計部会まで、21部会の予定でございます。

なお、これらの中には、第5条で定めております分科会を必要に応じて設置することといたしております。

報告第4号 相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について

次に、8ページをごらんいただきたいと存じます。

報告第4号 相模原・津久井地域合併協議会事務局規程でございます。

第1条は、事務局についての必要な事項を定めるとして、趣旨でございます。

第2条の所掌事務でございますが、1号から5号まで掲げてございますが、1号として協議会及び委員会の会議に関する事、2号といたしまして協議会の広聴及び広報に関する事、第3号といたしまして協議会の幹事会及び専門部会に関する事、第4号といたしまして協議会の庶務に関する事、第5号といたしまして、その他協議会の運営について必要な事項について所掌するものでございます。

第3条、職員、それから第4条、職員の職務、第5条、会長の決裁、専決等々を定めまして、本年4月1日から施行するものでございます。

別表といたしまして、7条関係の公印等についての規程を設けてございます。

報告第5号 相模原・津久井地域合併協議会財務規程について

次に、10ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第5号 相模原・津久井地域合併協議会財務規程でございます。

第1条が趣旨でございます。財務について必要な事項を定めるものでございます。

第2条といたしまして、歳入歳出予算について定めておりまして、協議会を構成する市町の負担金その他の収入をもって歳入といたします。それから、協議会の事務の執行に要する経費をもって歳出とさせていただきます。

そのほか、3条では予算の款及び項の区分、それから第4条は予算の補正、それから第5条は出納及び現金の保管、それから出納員、決算、それから第8条で収入支出の手続等々を定めまして、本年4月1日から施行をするというものでございます。

報告第6号 相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について

続きまして、12ページをお開きいただきたいと存じます。

報告の第6号でございます。相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程でございます。

第1条といたしまして、本合併協議会の会議の議事その他会議の運営について必要な事項を定めるものでございます。

第4条でございますが、会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とさせていただきます。ただし、意見が一致しないケース、そういった場合がございました場合には、出

席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものとさせていただきます。

次に、第5条でございますが、関係者の出席ということで、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができるものとするものでございます。

第6条といたしまして、会議は傍聴することができるものとしております。

第8条、会議録でございますが、議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとするとしていたしまして、1号から4号まで定めたものでございます。特に、3項につきましては、会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとするとしていたしまして、先ほど議長から会議録署名人についてご指名をさせていただきました。

それから、会議録等の公開でございますが、第9条といたしまして、会議に提出された資料は公開を原則としております。

本年4月1日から施行をするものでございます。

なお、この会議録につきましては、発言者の氏名等を入れて作成をさせていただく予定でございますので、ご了解を賜りたいと思います。

報告第7号 相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について

次に、14ページをごらんいただきたいと存じます。

報告第7号 相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程でございます。

第1条、趣旨といたしまして、会議の傍聴について必要な事項を定めるものでございます。

第3条といたしまして、定員でございますが、一般席の定員は50人とするとしていただいておりますが、会場の都合により定員を増減することができるものとしております。本日は、一応100席を用意させていただきました。

第4条といたしまして、傍聴の手続でございます。傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超える場合には、抽選をさせていただくということにさせていただくものでございます。

それから、第5条では、会場に入場することができない者、それから傍聴人の守るべき事項として第6条、それから第8条では職員の指示、それから第10条に委任を定めまして、本年4月1日から施行をするものでございます。

報告第8号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会規程について

続きまして、16ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第8号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会規程についてでございます。

第1条といたしましては、設置を定めておりまして、まちづくりの将来ビジョン検討委員会を協議会に置くものとするものでございます。

第2条といたしまして、委員でございますが、委員会は、委員32人以内をもって組織するものでございます。2項におきまして、協議会の会長が委嘱するということで、この後、まちづくりの検討委員会を開催させていただきまして、会長からそれぞれ委員の皆さんに委嘱をさせていただきます。委員といたしましては、1号として学識経験を有する者、2として公募により選出された住民とさせていただきます。

それから、第3条では、委員長及び副委員長。委員会に、委員長及び副委員長1人を置くことといたしてありまして、委員の互選によって委員長、副委員長を決めるものといたしてあります。委員長は、会議の議長として委員会を進めていただくということになるものでございます。

第4条の会議でございますが、委員会の会議は委員長が招集をさせていただきます。会議は、委員の半数以上の出席で開くということになってございます。

それから、第5条が報告、それから第6条には庶務規程等を定めまして、本年4月1日から施行をするものでございます。

以上で、報告第1号から第8号までの説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、報告第1号から第8号までについて報告がございました。

ここでご質問等をお受けしたいと思いますが、大変恐縮ですが、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ私から指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

では、ただいまの報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。名前を。

柴田委員 柴田正隆と申します。よろしく願いいたします。

何点かあったようなんですが、まず、地域合併協議会の規約の中で、2ページの第8条、会議は公開を原則とする。また、運営規程の中にありました、13ページ、やはり第9条、会議に提出された資料は公開を原則とする。運営規程の12ページ、3分の2以上の賛同があるとき、第6条ですね。出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、会議の一部又は全

部を傍聴させないことができる。原則として会議は公開というと、例外規定というのはどのようなことをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。例外として公開にしないということは、どのような場合を想定されて、このような文言になっているのか、ご質問させていただきます。

小川会長 事務局、いかがですか。

事務局。

田所事務局長 お答えをさせていただきます。

こちらの規約の方でございますとあり、原則は、あくまで公開を原則とさせていただきます。ただし、特殊な事情で、例えば、個人のプライバシーに関するような件等があった場合、この場合にだけ非公開とさせていただくようなことで考えてございます。基本的には、この協議会の場合に、特別、個人のプライバシーに関するような内容というのは基本的にはほとんど考えられないというふうには承知いたしておりますが、仮にそのようなケースが想定された場合には、そのようなことが必要になるだろうということから、非公開の項目を設けさせていただいたというものでございます。よろしく願いいたします。

小川会長 柴田委員、どうぞ。

柴田委員 どうもありがとうございました。

では、もう1点だけよろしいでしょうか。2ページの第10条に、委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるとありますが、今回の資料の方には、この委員会の設置に関しましての特段の資料が出てきておりませんが、資料を見させていただきますと、組織図で、29ページ、相模原・津久井地域合併協議会の中にある諮問機関としての委員会、まちづくりの将来ビジョン検討委員会の隣にあります、議員の定数等に関する検討委員会、また都市内分権検討委員会等となっております、非常に重要な項目かと思われま。この委員会の設置等に関しましては、どのような形で指名もしくは委員の選出等を行われるのか、今の段階でわかっていることがありましたらばお教えください。

小川会長 事務局長。

田所事務局長 最初に、規程の関係についてちょっと説明をさせていただきます。

協議会規約の方では、第10条で、委員会を置くことができるというような規程を設けておりまして、今回設けておりますのは、まちづくりの将来ビジョン検討委員会を設けてございます。このまちづくりの将来ビジョン検討委員会の規程につきましては、先ほどご報告申し上げました、16ページにあります報告第8号の方で規程を設けてございます。それから、

今後、新たにそういった検討委員会等を設けた場合には、この規程の例に倣いまして、別にこういった規程を設けるということで考えてございます。

それから、特に、先ほど私の方から、この全体の組織体系の中でご説明をさせていただきましたが、議員の定数等に関する検討委員会につきましては、早い時期に設置に向けた検討を各市町の議会の方に私ども事務局の方からお願いをしまいたいというように考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小川会長 柴田委員、どうぞ。

柴田委員 すみません、しつこくなってしまうして申しわけありません。

そうしますと、検討委員会、ここに例として2つ挙げておりますが、こちらは市とか町の方にお任せをして、委員等の選出も諮るといふふうに考えていらっしゃるということでもよろしいでしょうか。

小川会長 事務局長。

田所事務局長 議員の定数等に関する検討委員会等につきましては、まだ内容について細かなところまで詰め切ってございません。今後、各市町の議会等と調整、あるいは幹事会等々の中で調整を行いまして、今後、どういう形で委員を選出していくかということは決めさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、ちょっと漏れていましたけれども、都市内分権の検討委員会というのがもう一つ書いてございます。この都市内分権の関係につきましては、まちづくりの将来ビジョン検討委員会の中でも、同時並行的に恐らく議論がされるのではないだろうかというふうに考えておきまして、場合によっては、この都市内分権の検討委員会については設置をしないこともあり得るというふうに考えてございます。ちょっと補足をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小川会長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございました。

小川会長 いいですか。

他にございませんか。

特にないようですので、報告第1号から第8号につきましてはご承認をいただいたものいたします。

報告第9号 平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について

次に、報告第9号及び第10号につきましても関連がございますので、事務局より一括して報告をお願いいたします。

事務局長。

田所事務局長 それでは、お手元でございます資料、18ページをごらんいただきたいと存じます。

報告第9号及び報告第10号につきましてご説明をさせていただきます。

まず、報告第9号でございます。平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について。

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長、小川勇夫。

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画でございます。

1といたしまして、会議の開催。相模原・津久井地域合併協議会、同幹事会、同専門部会の開催。それから検討委員会の開催。

それから、2といたしまして、合併に関する事項の協議・調整でございます。1市3町の行政制度・事務事業の調査及び調整等を行います。(2)といたしまして、まちづくりの将来ビジョンの策定でございます。

3といたしまして、住民への広報・広聴活動でございます。(1)といたしまして、相模原・津久井地域合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集でございます。2号といたしまして、シンポジウム等の開催でございます。

この中の合併協議会だよりにつきましては、協議会開催の都度、事務局の方で作成をいたしまして、発行をする予定でございます。1市3町とも新聞折り込みで配布をする予定でございます。

それから、ホームページの開設でございますけれども、既に協議会のホームページを開設させていただいております。なお、このホームページのアドレスにつきましては、事務局職員名簿をお手元にご配付させていただきますが、その事務局職員名簿の下のところにホームページのアドレスが記載をさせていただいておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

なお、当然、本日の会議録であるとか、あるいは協議会委員、皆様方の名簿等につきましても、協議会だよりに、あるいはホームページにも掲載をさせていただく予定となっております。

ますので、ご理解をいただきたいと存じます。

報告第10号 平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算について

次に、右側の19ページをごらんいただきたいと存じます。

報告第10号 相模原・津久井地域合併協議会予算についてでございます。

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長、小川勇夫。

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算、歳入歳出につきましては、第1条で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,000万円とするものでございます。下段に表がございますので、そちらのとおりとするものでございます。歳入歳出それぞれが9,000万ということでございます。

以上で、報告第9号、第10号につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から報告がありましたが、ご質問等がある方はお願いいたします。

特にないようでございますので、報告第9号及び第10号につきましてはご承認をいただいたものといたします。ありがとうございました。

その他

小川会長 次に、その他に移らせていただきます。

(1)の相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局長。

その他(1) 相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について

田所事務局長 それでは、お手元の資料、20ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の(1)相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)についてでございます。

このたび設置をいたしました、この協議会の今後のスケジュール等でございますが、この

左側のちょっと黒く塗ってある、網かけがしてある部分がございますが、こちらの方を先に
ごらんいただきたいと思います。

きょうは、中央に「第1回合併協議会」と書いてございますが、きょうはこの第1回に該
当いたします。特に、協議事項等の提出はございません。報告のみが本日の内容でございま
す。次回、第2回目以降になりますと、左側の欄に、合併の方式、合併の期日、新市の名称、
新市の事務所の位置等々につきまして番号を振って、それぞれ検討、協議をしていただく内
容につきまして一覧表で整理をさせていただいております。

これの1番から、現在、29番まで番号が振ってございます。それぞれにつきまして、今
後ご協議をいただくものでございます。ただし、これは事務事業の調整等との関連がござい
ますので、場合によっては、これらの順番を入れかえて協議をしていただく可能性もござい
ますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それから、第2回目の合併協議会につきましては、現段階では、5月30日、これは日曜
日でございますが、午後2時から、後ほどまた説明をさせていただきますが、城山町で開催
の予定でございます。

それから、第3回目の協議会につきましては、7月8日の午後、当けやき会館を会場とし
て開催をする予定でございます。現段階では、3回目まで、会場等につきまして決めさせて
いただいておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

この協議会につきましては、おおむね1カ月に1回程度の開催を見込んでございます。

それから、こちらの方には第6回まで一応記入をさせていただいておりますが、6回以降
の予定につきましては、今後、協議を進める中で、協議が整わないケース、あるいは継続し
て協議をしていくケースというものが当然ございますので、そういった場合には、6回以降
も継続して協議を行うものでございます。

それから、21ページからごらんをいただきたいと思います。21ページ以降についま
しては、具体的な協議の内容を一つの案として例示をさせていただいております。ごらんを
いただきたいと思います。これらの内容につきましては、協議事項がございまして、その
右側に「内容」というふうに書いてございます。この内容につきましては、今後どのような
協議が必要となるかということをお示ししたものでございます。後ほどご確認をいただき
たいと存じます。

それから、恐れ入りますが、26ページをごらんいただきたいと思います。

26ページの、番号が左側の欄で30、「各種事務事業の取扱い」という表示がございま

す。これにつきましては、1市3町で行われております、それぞれの事務事業につきまして、先ほど申し上げました専門部会等で事務の調整等を行わせていただきます。この中で、特に、事務事業の中で調整が必要となるものにつきましては、改めて本協議会の方で協議をしていただくこととなりますので、当面、31番まで番号を振ってございますけれども、この数についてはもうちょっとふえていく可能性があるということでございます。

以上が、その他の1、相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)についての説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等がある方はお願いをいたします。

特にないようですので、次に、(2)に移らせていただきます。

第2回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

その他(2)第2回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について

田所事務局長 それでは、27ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の2でございます。相模原・津久井地域合併協議会次第(案)でございます。

これは、先ほど申し上げました、次回の合併協議会の際に提出をさせていただく内容でございます。先ほども申し上げましたとおり、5月30日午後2時から、城山町立公民館大会議室を予定いたしております。

この中で協議をいただく事項といたしまして、具体的な内容になってまいります。

協議第1号といたしまして、相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について。これは、先ほど説明いたしました内容について、さらに詳細に協議をしていただくこととなります。説明をさせていただき、ご協議をいただきたいと思います。

協議第2号といたしまして合併の方式について、協議第3号といたしまして合併の期日について、協議第4号といたしまして新市の名称について、協議第5号といたしまして新市の事務所の位置について、協議第6号といたしまして事務事業一元化の基本方針について、ご協議をいただく予定でございます。

それから、その他といたしまして、第3回の協議会の次第(案)につきまして説明をさせていただきます。

それから、今後の協議会開催日程等について、その他の方で説明をさせていただく予定でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から説明がありました。質問等がある方はお願いをいたします。

特にないようですので、(3)に移らせていただきます。今後の会議日程について(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

その他(3)今後の協議会開催日程(案)について

田所事務局長 それでは、28ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の3でございます。今後の協議会開催日程(案)についてでございます。

先ほど来、説明の中でも申し上げておりますが、第2回につきましては、16年5月30日、日曜日でございます。午後2時から、城山町立公民館大会議室の方で開催をする予定でございます。

それから、第3回目につきましては、7月8日木曜日の午後2時から、場所につきましては、けやき会館5階、大樹の間、こちらの部屋で開催の予定でございます。

それから、会議の開催等についてでございますが、本会議につきましては、先ほども申し上げましたとおり、原則として月に1回程度開催をしてみたいというように予定をいたしております。この日程等につきましては、とりあえず仮の押さえということでございまして、会長、副会長との協議によりまして、場合によっては変更がある可能性もございしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。また、それにつきましては、その都度、協議会の委員の皆様にはご報告をさせていただきます。

それから、会場といたしましては、基本的には、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町をそれぞれ持ち回るような形で開催をしたいというように考えてございます。7月につきましては、たまたま他町での会場が確保できませんので、こちらのけやき会館の方を会場とさせていただきますと考えております。

それから、会議の資料の配付の関係でございますが、会議資料につきましては、事務局の方でも努力をさせていただきます。おおむね5日前程度を目安といたしまして、協議会の各委員の皆様、あるいは関係市町等に配付をしていきたいというように考えてございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等がある方はお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでございます。

以上で、次第に用意をされた事項は終了となりますが、その他、事務局の方から何かありますか。

事務局長。

田所事務局長 それでは、事務局の方からお願いでございますけれども、先ほども議事の中でも説明をさせていただきましたけれども、本日ご配付させていただいております資料、あるいは名簿、それから本日の会議録等につきましては、第1回合併協議会の資料といたしまして、ホームページ等への掲載をさせていただく予定でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

それから、もう1点ほどございまして、合併重点支援地域の指定ということでございます。合併重点支援地域につきまして、ちょっと説明をさせていただきたいと存じます。

これにつきましては、任意の合併協議会が設置をされているというようなケースの場合に、市町村合併を検討している地域につきまして、市町村長の意向に基づいて、都道府県知事が指定をし、支援の強化を図ろうとする制度でございます。4月26日現在、全国で545地域、1,954市町村が既に指定をされてございます。

この合併重点支援地域に指定をされますと、国の市町村合併支援プランに基づく市町村合併支援策の対象となります。それから、神奈川県からの支援といたしましても、人的支援を受けることができるようになるというものでございます。それから、神奈川県といたしましても、この地域に対する支援のあり方などについてを検討するということが出てまいります。

それから、あわせて、今後、さまざまな事務事業の調整を行っていくわけでございますけれども、相模原市が中核市となっていることから、神奈川県との調整事項が非常に多くなることが想定をされております。そういった中で、神奈川県の内部的な組織等も充実をさせていただく必要があるというように考えてございますので、この合併重点支援地域の指定につきまして、早期に各市町の長と調整をさせていただきたいというように考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

小川会長 ご苦労さまでした。

ただいま説明がございました。ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員の方、ございませんか。

ございませんようですので、ただいまの報告についてはご了承いただきました。

改めて皆様にお諮りをいたしますが、先ほどの報告事項8と9でしょうか。報告第9号、10号ですね。これと、その他等について、事務局からの説明等がございました。これを一括して、ひとつご承認をいただきたいと思います。

承認いただいたことといたします。ありがとうございました。

それでは、その他についてはこれで終了でございますね。

閉 会

小川会長 それでは、閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、溝口副会長よりごあいさつをいただければと思います。

溝口副会長 第1回合併協議会は、皆様のご協力によりまして、つつがなく終了することができました。次回からは、いよいよ具体的な事項についての協議が行われますので、住民の皆さんの意向を十分踏まえた上で協議に臨む所存でございます。

では、以上で、第1回相模原・津久井地域合併協議会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

田所事務局長 ありがとうございました。

以上で、第1回相模原・津久井地域合併協議会を終了させていただきますが、この後、15分ほど休憩を挟みまして、2時半から、この場所におきまして、アドバイザーでご就任をいただいております辻先生よりご講演をいただきたいと思います。2時半前にこちらの会場にお集まりをいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

閉会 午後 2時16分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規定により署名する。

平成16年 5月21日

会議録署名人 由 比 昭 男

会議録署名人 小 野 志 郎